

軽自動車税・自動車税の納期限は 5月31日(水)です

～市役所・奈良県からのお知らせ～

軽自動車税・自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。

必ず納期限(5月31日(水))までに納付してください。納付場所は、納税通知書等を確認してください。

納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分(財産の差押え等)の対象になります。

※住所変更手続きが遅れている等により、納税通知書が届いていない場合は、下記へ連絡してください。

問合せ＝

<自動車税について>奈良県自動車税事務所 自動車税第一課(☎51-0081)

<軽自動車税について>市役所 税務課 市民税係(105番窓口)(内線281～283)

平成29年度 身体等に障害がある人の 軽自動車税の減免

～申請期限が近づいています！～

対象＝身体等に障害がある人が所有している軽自動車等

申請期限＝5月31日(水)

※期限後の申請は受付できません。ご注意ください。

※減免の対象となるには一定の要件があります。詳しくは、広報「つながり」5月1日号をご覧ください。

詳細・問合せ＝税務課 市民税係(内線281～283)

事業主のみなさんへ 労働保険年度更新手続きについて

～奈良労働局からのお知らせ～

平成29年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続きは、6月1日(木)～7月10日(月)までの期間です。期日中の手続・納付をお願いします。

◆早期申告納付のお願い

年度更新申告書は、5月末頃に事業場あてに送付しますので、申告書が届きましたら、早めに申告・納付をお願いします。

申告・納付期日の7月10日(月)は、金融機関・郵便局窓口の混雑が予想されます。

◆注意事項

期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料等の額を決定し、さらに追徴金(保険料等の10%)を課すことがあります。

詳細・問合せ＝奈良労働局総務部 労働保険徴収室(☎0742-32-0203) (地域振興課)

第77回 クリーンキャンペーン 6月4日(日)開催

私たちが住む町を美しく住み良い町に。

自治会などによる地域清掃を行います。

みなさんの参加協力をお願いします。

日時＝6月4日(日)午前中(雨天時も実施します)

※ごみはきちんと分別して、市が配布するクリーンキャンペーン用のゴミ袋に入れて、決められた集積場所に整理整頓して出してください。

※枝木は、50cm～1mの長さに切り、ビニールひもなどで必ず束ねて出してください。

問合せ＝

【ごみの収集】清掃センター(☎53-3463)

【土泥の収集】管理課(☎53-1151 内線693)

優良運転者表彰の 申請を受け付けます



郡山警察署管内在住の免許所持者のうち、自動車か二輪車を継続して運転している優良な運転者で、次の各条件にあてはまる場合、申請すると、選考のうえ秋の交通安全運動期間中に表彰されます。

※表彰人員には制限があり、選考のうえ表彰されますので、あらかじめご了承ください。

○近畿交通栄誉章

- ・緑十字銅章受賞後5年以上経過していること
- ・運転経験年数が20年以上あること
- ・過去20年間の交通事故歴、過去10年間の罰金以上の刑事罰・反則通告処分や運転免許の停止・取消し処分がないこと

○緑十字銅章

- ・県交通安全協会会長と県警本部長の連名表彰を受けていること
- ・過去10年以上自己の責任による交通事故歴、過去5年以上の交通違反や罰金以上の刑事罰がないこと
- ・運転者として実働期間が10年以上あること

○ベストドライバー顕彰

4月30日現在、上級顕彰受賞後1年以上経過し、過去10年以上の間、無事故・無違反であること

○県交通安全協会郡山支部協会長と郡山警察署長の連名表彰

過去6年以上無事故・無違反であり、運転免許の停止処分を受けていないこと

詳細・申請・問合せ＝6月7日(水)まで(土・日曜と祝日を除く、8時30分～17時15分)に、必要書類を、奈良県交通安全協会郡山支部協会(郡山警察署内)(☎56-0110)へ (市民安全課)